

私たちのまちの 私たちによる まちづくり

古賀市まちづくり基本条例

心豊かな子どもが育つ
ずっと住み続けたいまちへ

古賀市まちづくり推進課

どうすれば、ずっと暮らしやすいまちにできるか

少子高齢化、地方分権が進む中・・・まちづくりは誰が行うのでしょうか・・・
行政任せにできない時代、じぶんたちのまちはじぶんたちでつくる・・・
そんな活動はすでに行われています 例えば・・・

防災訓練



子どもの見守り活動



まちづくり基本条例制定の背景

地方分権の時代では、自己決定・自己責任のもと、さまざまな人が力を合わせまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、行政や市民等がそれぞれの役割を確認し、適切に分担し、協力し合うことが必要です。

これらを進めるために、まちづくりの統一的な考え方を明らかにすることが必要となっています…



古賀市まちづくり基本条例

まちづくり基本条例はどのように策定されたのでしょうか

さまざまな人が力を合わせて進めていくまちづくり..

その柱となる条例の制定自体が市民の皆さんと共に取り組むものでなければなりません。

古賀市では条例を考えるための策定委員会を平成27年1月に設置し、10代から70代までの市民が2年をかけて、条例の内容を検討しました。

また、様々な人が条例づくりに関わっていくことが大切だという考えのもと、丁寧に検討を行いました。

種別	開催回数	延べ参加人数	特記事項
古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会	20回	450人	・ゲスト参加者18人含む ・職員出前講座6回開催（10課）
とりまとめ部会	16回	110人	委員から9人選出
古賀みらいサマーミーティング	8回	302人	全小学校区（8校区）で開催
古賀みらいオータムミーティング	1回	81人	中高生24人含む
パブリック・コメント意見提出		6人	
	合計	949人	

策定委員会の活動～会議～



平成27年1月から延べ20回の
会議を開催。
様々なゲスト参加者や職員から話
を聞きながら検討しました。

策定委員会の活動～サマーミーティング・オータムミーティング～



サマーミーティング（平成27年夏）
市内の小中学校区ごと（全8回）に開催
（302名参加）



オータムミーティング（平成28年秋）
市内の中高生も参加して目指したい未来像など
話し合いました。（81名参加）

前文～策定に関わった方々の想いがつまっています～

古賀市は、国の史跡に指定されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並や白砂青松の花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方都市です。また、古来より人や物が行き交う交通の要衝となっており、多様な人々が集い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっています。

私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいきたいと願っています。

しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちをつくり、未来に残していくためには、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んで行くことが不可欠です。

私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古賀市が「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、この条例を制定します。

まちづくり基本条例のポイント① ～まちづくりの基本原則～

目的

まちづくりの担い手の役割を明らかにし、相互に連携し、市民が住み続けたいといえるまちの実現



情報共有

- 市民等がまちづくりに参加し活動するためには、市民等・議会・行政がお互いに十分に情報を共有することが必要です。
- 行政は、情報の把握に努め、積極的に発信します。



市民参画

- 市民等は自発的意思に基づいて市民参画することができます。
- 行政は、市民等が積極的にまちづくりに関われるよう、市民参画の機会を設けます。



共働

- 市民等・議会・行政は、対話や交流などを通じ、相互に理解を深めながら、まちづくりの推進に努めます。

まちづくり基本条例のポイント② ～まちづくりの担い手とその役割～

- 市内に住んでいる人
- 市内に通勤、通学する人
- 自治会
- 校区コミュニティ
- 市民活動団体
- 事業者

市民等



それぞれが大切な役割を持っています

- ・積極的にまちづくりに関わります。
- ・まちづくりに取り組むことは自らの発言や行動に責任を持つ必要があります。

議会



- ・市の議事機関としての役割を担っています。
- ・議会基本条例に基づいて活動しています。

市役所



行政

- ・市長を代表として市民のための事業を実施する役割を担っています。
- ・効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行います。

まちづくり基本条例のポイント③ ～コミュニティ活動～



まちづくりの担い手である「市民等」には自治会・校区コミュニティ・市民活動団体などの団体も含まれます。

古賀市まちづくり基本条例には、これら団体の活動を「コミュニティ活動」とし、その役割を明記しています。

コミュニティ活動は、「私たちのまちの私たちによるまちづくり」という意識を育み、より良いまちづくりに大きく貢献する活動です。

行政は、団体の主体性を尊重しながら今後も積極的に支援を行っていきます。



くみあい
組愛～策定委員会から生まれたことば～

「組愛」= 自分の地域を愛すること
これまで以上に人や地域の結びつきが大切
なっていることから、「組愛」をまちづくりのキー
ワードとしています。

最後に～みんなで取り組むまちづくり～

(まちづくりのイメージ)

古賀市に関わる一人ひとりの、古賀市への想いが栄養となり、古賀市というまちを育て、まちづくりという花を咲かせます。

【まちづくり基本条例とは】

「一人ひとり違う想いを持つ」大勢の方々ともちづくりを行うための基本的考え方（拠り所）となるもの

【検証委員会のみなさんへ】

条例の内容の見直しをはじめ、その運用状況、活用の方法などについて、多くの意見をいただきながら検討していきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひします



まちのことを知ることが大事。まちを知ればまちを好きになると思ひます。
「古賀学」

市民参画の機会を逃すのはもったいない！情報をキャッチしましょう。

自治会での活動は自分のためと思ひています。
やりがいがあるけど、一緒に活動してくれる役員が増えるといいな。

顔の見える地域のつながりをつくるには、交流の機会を作ることが大切だと思ひます。

みんながまちづくりに参画したいと思えるように、市政情報を分かりやすく提供します。